

## masaca 会員規約

### 1. 本規約の目的

本規約は、株式会社サンリブ(〒808-8501 福岡県北九州市若松区本町2-17-1 ベイサイドプラザ若松 2F TEL 093-752-3711以下「当社」という)が発行する「masaca」および「masaca α」(以下「masaca」という)について規定するものであり、masaca 会員(以下「会員」という)がmasacaを利用するにあたり本規約が適用されるものとします。なお、masacaに付随または関連して当社またはmasaca加盟店が提供するサービスについては、本規約と併せて当社またはmasaca加盟店が別に定める規約が適用されるものとします。

### 2. 会員

会員とは、本規約を承認の上、当社に入会申込みをされ、当社が入会を認めた方をいいます。入会時に提出された申込書は、当社の責任において管理を行い返却は行わないこととします。

### 3. カードの貸与と取扱い

- (1) 当社は、原則会員1名につき、1枚のmasacaを発行し貸与するものとします。カードの所有権は当社に属します。
- (2) 会員は、masacaを貸与されたときは、直ちにmasacaの署名欄にサインを行い、会員管理の下、masacaを利用し、保管するものとします。
- (3) masacaにサインされた会員本人のみが利用できるものとし、他人への貸与・譲渡などは一切できないものとします。
- (4) 会員は、masacaの偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできないものとします。

### 4. 届出事項の変更

- (1) 会員は、住所、氏名、電話番号等の変更があった場合は、速やかに当社所定の手続きを行うものとします。
- (2) 会員は、前項の変更届出を怠った場合に、当社からの案内、その他送付書類が延着または未着となっても異議ないものとします。

### 5. masacaの紛失・盗難

- (1) 会員は、masacaを紛失したり盗難にあった場合、直ちに当社に申し出て、所定の手続きを行うものとします。
- (2) 会員がmasacaの紛失・盗難等を申し出てから当社による利用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを会員は了承するものとします。なお、利用停止措置が完了する前に、第三者により不正利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

### 6. masacaの再発行

紛失・盗難・毀損・滅失等の理由により会員がmasacaの再発行を希望した場合に当社所定の申込用紙を提出し再発行するものとします。

### 7. 退会・会員資格の喪失および利用停止等

- (1) 会員の都合により退会する時は、当社所定の届出をするとともに、masacaの返却をするものとします。
- (2) 会員が次のいずれかに該当する場合、当社の判断により会員資格を取消すことができるものとします。この場合、当社は、事前の通知催告を要せず、会員によるmasacaの利用を直ちに中止させることができるものとします。
  - ① masacaを偽造または変造もしくは改ざんした場合
  - ② masacaを不正に使用・利用した場合
  - ③ 申込書等に記載した事項が事実と異なる場合(記載時においては事実と合致していたが、その後変更があった場合において、当社に対する変更の届出が合理的な期間内になされない場合を含みます)
  - ④ その他、会員が本規約に違反した場合
  - ⑤ 上記に準ずる行為があり、当社が会員として不適格と判断した場合
- (3) 前項の場合・会員であった者は、当社の指示に従い、masacaを返却するものとします。

### 8. masacaのサービス提供

- (1) 会員は、当社直営レジおよびmasaca加盟店でmasacaを利用してサービスの提供を受けることができます。ただし、商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・JR券・たばこ・その他当社およびmasaca加盟店が別途定める一部商品について、利用を制限する場合があります。
- (2) 一部対象とならない売場(文化サークル、書籍、委託催事および自販機などのポイント対応レジにて精算を行わない売場ならびにmasacaに加盟していないテナント)があります。
- (3) 一部利用対象外店舗があります。
- (4) 会員が当社直営レジおよびmasaca加盟店においてmasacaを利用してサービスの提供を受ける場合に利用できるmasacaの枚数は、1枚に限りま。

### 9. 付帯サービス等

- (1) 会員は、当社が提供する付帯サービスおよび特典(以下、「付帯サービス」という)を所定の方法により利用することができます。付帯サービスについては、会員に対し通知または告知するものとします。
- (2) 会員は、付帯サービスの利用等に関する規約がある場合には、それに従うものとします。
- (3) 会員は、当社が必要と認めた場合には、会員への予告または通知無しに付帯サービスが変更もしくは中止される場合があることを予め承諾するものとします。
- (4) 会員は、本規約「7.退会・会員資格の喪失および利用停止等」(2)項の各号のいずれかに該当した場合、付帯サービスの一部または全ての利用ができなくなることを予め承諾するものとします。

### 10. 個人情報の収集・保有・利用・預託・提供に関する同意

会員は、masaca申込時および変更届出時に会員が当社に届出た事項(氏名・性別・生年月日・住所・電話番号・メールアドレス等)、会員番号および入会日等の会員登録に関する情報、ならびにmasacaサービス利用履歴等の情報(以下「個人情報」という)を当社が必要な保護措置を行ったうえで、以下の各号の通り取扱うことに同意するものとします。

- (1) 個人情報の収集・保有  
会員の個人情報を当社が収集・保有すること。
- (2) 個人情報の利用  
当社および当社のグループ会社(当社ホームページ: <https://www.sunlive.co.jp/group/overview/>)は以下の各項の目的のため個人情報を利用すること。
  - ① 当社サービスに関連する会員登録、サービス利用時の本人確認ならびに管理のため
  - ② 商品・サービスに関するアフターサービスの提供ならびにその他連絡のため
  - ③ 会員の閲覧、購買履歴等を分析し、会員の趣味嗜好に応じた当社および第三者の商品・サービスに関する情報を提供するため
  - ④ 会員の閲覧、購買履歴等を分析し、会員の趣味嗜好に応じた当社および第三者の商品・サービス等の改善、および新商品・新サービス等の企画・開発を行うため、ならびにその他のマーケティング調査・分析などに利用するため
- (3) 個人情報の預託  
前項の業務を行うために必要な範囲に限り、当社のグループ会社ならびに当社の委託先、またはその再委託先に対して、会員の個人情報を預託すること。
- (4) 個人情報の提供  
当社は、以下の場合に限り、あらかじめ会員の同意を得ないで、第三者に個人情報を提供すること。
  - ① 会員本人が同意されている場合
  - ② 法令に基づく場合
  - ③ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、会員本人の同意を得ることが困難であるとき
  - ④ 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、会員本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
  - ⑤ その他法令で認められる場合

### 11. 規約の変更

当社は、当社所定の方法により事前に会員に対して変更内容を告知することで、本規約を変更することができるものとします。なお、当社が変更内容を告知した後、会員がmasacaを利用したとき、または告知以後異議なく1ヶ月経過したときは、変更内容を承諾したものとします。

### 12. masacaのサービスの終了

当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で通知することにより、masacaのサービスを全面的に終了することができるものとします。

- (1) 社会情勢の変化。
- (2) 法令の改廃。
- (3) その他当社のやむを得ない都合による場合。

### 13. 通知の到達

当社が、会員に対して通知を行うにあたり、郵便、電子メール等の方法による場合には、当社は会員から届けられた住所または電子メールアドレスに宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

### 14. 業務委託

当社は、本規約に基づくmasacaのサービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

### 15. 準拠法

会員と当社の諸契約に関する準拠法はすべて日本法によるものとします。

### 16. 合意管轄裁判所

会員は、本規約に基づき取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本社所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

### 17. 反社会的勢力の排除

- (1) 会員は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - ① 暴力団
  - ② 暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
  - ③ 暴力団準構成員
  - ④ 暴力団関係企業
  - ⑤ 総会屋等
  - ⑥ 社会運動等標ぼうゴロ
  - ⑦ または特殊知能暴力集団等
  - ⑧ 前各号の共生者
  - ⑨ その他前各号に準ずる者
- (2) 会員は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に該当する事項を行わないことを確約するものとします。
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または詐欺、暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- (3) 会員が前2項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、会員に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、会員は、これに応じるものとします。
- (4) 当社は、会員が(1)または(2)の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、

会員によるカードの入会申込を謝絶、または本規約に基づくカードの利用を一時的に停止することができるとします。カードの利用を一時停止した場合には、会員は、当社が利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができないものとします。

- (5) 会員が(1)または(2)のいずれかに該当した場合(1)もしくは(2)の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、または(3)の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合のいずれかであって、当社との契約を継続するものとしない場合と認めるときには、当社は、直ちに本契約を解除できるものとします。この場合、会員は、当社の通知により期限の利益を失うとともに会員資格を喪失するものとします。
- (6) (5)の規定の適用により、当社に損失、損害または費用(以下「損害等」といいます。)が生じた場合には、会員は、これを賠償する責任を負うものとします。また、(5)の規定の適用により、会員に損害等が生じた場合にも、会員は、当該損害等について当社に請求をしないものとします。

### 18. お問い合わせ窓口

会員規約ならびに個人情報に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

お客様サービス課	〒808-8501
	福岡県北九州市若松区本町2-17-1 ベイサイドプラザ若松2F TEL 0120-371-105

または、最寄りのサンリブ・マルシヨク・リブホール・サンク・サンリブBUONO各店まで

## masaca ポイント規約

### 1. 本規約の目的

本規約は、株式会社サンリブ(以下「当社」という)が発行する「masaca」および「masaca α」(以下「masaca」という)に付帯するポイント(以下「ポイント」という)について規定するものであり、会員がmasacaを使用してポイントを利用するにあたり本規約が適用されるものとします。  
なお、本規約は、当社に「masaca会員規約」を承認のうえ入会申込をされ、当社が入会を認め、masacaを貸与した方(以下「会員」という)に適用されます。また、ポイントに付随または関連して当社またはmasaca加盟店が提供するサービスについては、本規約と併せて当社またはmasaca加盟店が別に定める規約が適用されるものとします。

### 2. ポイントの付与

- (1) 当社店舗(サンリブ・マルシヨク・リブホール・サンク・サンリブBUONOの直営売場)およびmasaca加盟店において、レジにて精算の際、masacaを提示した場合、1回のお買上金額200円(税抜)につき1ポイントが付与されます。
- (2) 一部ポイント付与の対象とならない商品があります(商品券、たばこ、図書カード、こども商品券、プリペイドカード、ギフト券、JR券、切手、印紙などの金券類、送料、箱代、衣料補正代、市町村ゴミ袋など当社が指定する商品)。
- (3) 一部ポイント付与の対象とならない売場(文化サークル、書籍、委託催事および自販機などのポイント対応レジにて精算を行わない売場ならびにmasacaに加盟していないテナント)があります。
- (4) 一部利用対象外店舗があります。

### 3. ポイントの利用

- (1) 当社店舗およびmasaca加盟店において、保有するポイントを1ポイント1円相当として、利用いただけます。ただし、ポイント対象外商品のお支払には利用いただけません。
- (2) ポイントを利用しての支払はポイント付与の対象外といたします。
- (3) ポイントを利用して購入した商品を返品または交換した場合には、当該決済に利用されたポイントは原則としてポイントで返還され、現金による返還はできないものとします。
- (4) ポイントはいかなる場合も現金に換金できないものとします。
- (5) 一部ポイント付与の対象とならない売場があります(文化サークル、書籍、委託催事および自販機などのポイント対応レジにて精算を行わない売場ならびにmasacaに加盟していないテナント)。
- (6) ポイントを管理するシステム等に不具合が発生した場合、ポイントが利用できないことがございます。

### 4. 返品時のポイント

会員は、会員の都合により返品される場合には、当社店舗またはmasaca加盟店にお買上げレシートとともにmasacaを提示するものとし、当社は、当該返品商品のお買上時に付与したポイント数を減算するものとします。

### 5. カード再発行時のポイント

会員がmasacaの規約に基づきカードを再発行した場合は、ポイントは再発行されたカードに引き継がれるものとします。なお、利用停止措置が完了する前に第三者にポイント残高を使用した場合など、当社所定の方法で確認できなかったポイントについては、当社および加盟店は一切の責任を負わないものとします。

### 6. 権利の喪失

会員がmasaca会員規約に基づき会員資格を喪失した場合、本規約における会員の権利も会員資格の喪失と同時に喪失するものとします。

## 7. 権利の譲渡などの禁止

会員は、本規約に関する権利を他人に貸与、譲渡または担保提供したり、または相続させることはできないものとします。

## 8. ポイントの有効期限

ポイントの付与日から1年間1度もポイントの付与がない場合、累積されたポイントは自動的に無効になるものとします。

## 9. 個人情報取扱

会員は、masaca申込時および変更届出時に会員が当社に届出た事項(氏名・性別・生年月日・住所・電話番号・メールアドレス等)、会員番号および入会日等の会員登録に関する情報、ならびにmasacaサービス利用履歴等の情報をmasaca会員規約に定める「個人情報の収集・保有・利用・預託・提供に関する同意事項」に従い当社が取扱うことに同意するものとします。

## 10. 本規約の変更

当社は、当社所定の方法により事前に会員に対して変更内容を告知することで、本規約を変更することができるものとします。なお、当社が変更内容を告知した後、会員がmasacaを利用したとき、または告知以後異議なく1ヶ月経過したときは、変更内容を承諾したものとします。

## 11. お問い合わせ

ポイントに関するお問合せは、下記までご連絡ください。

masacaコールセンター	〒808-8501 福岡県北九州市若松区本町2-17-1 ペイサイドプラザ若松2F TEL 0120-31-3301
---------------	--

または、最寄りのサンリブ・マルショク・リブホール・サンク・サンリブBUONO各店まで

## masaca マネー利用規約

### 1. 本規約の目的

本規約は、株式会社サンリブ(以下「当社」という)が発行する「masaca」および「masaca α」(以下「masaca」という)に付帯する「masaca マネーサービス」について規定するものであり、会員がmasacaを使用して「masaca マネー」を利用するにあたり本規約が適用されるものとします。  
なお、本規約は、当社に「masaca会員規約」を承認のうえ入会申込をされ、当社が入会を認め、masacaを貸与した方(以下「会員」という)に適用されます。また、「masaca マネーサービス」に付随または関連して当社またはmasaca加盟店が提供するサービスについては、本規約と併せて当社またはmasaca加盟店が別に定める規約が適用されるものとします。

### 2. 定義

本規約における次の用語は、以下の通り定義するものとします。

- masaca マネーとは、当社が発行したmasacaに記録される金銭的価値を証する電子マネーをいいます。
- masaca マネーサービスとは、会員が当社およびmasaca加盟店に対し、物品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品(以下「商品等」という)の対価の全部または一部の支払いとして、当社所定の方法によりmasacaにチャージされたmasaca マネーを利用することで、当社およびmasaca加盟店から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
- masaca チャージとは、「4. masaca チャージ」に定める方法により、会員がmasaca にmasaca マネーを加算することをいいます。
- masaca マネー残高とは、masaca マネーサービスにおいて会員が利用可能な電子マネーの金額をいいます。

### 3. 不正使用等の禁止

- 会員はカードにサインされた本人のみ使用できるものとし、他人への貸与はできないものとします。
- 会員は、masacaの偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできないものとします。

### 4. masaca チャージ

- 会員は、当社所定の場所・方法にて、1,000円単位でmasacaチャージすることができ、一度のチャージ限度額は29,000円以下とします。
- 会員は、1枚のmasacaに対して、masaca マネー残高が5万円超となるmasaca チャージはできないものとします。
- 会員はお買物の際に生じた釣銭をmasaca マネー残高が5万円以内においてmasacaチャージすることができるものとします。釣銭にてチャージする場合のみ、1円単位でmasacaチャージすることができるものとします。

### 5. masaca マネーサービスの利用

- 会員は、当社直営レジおよびmasaca加盟店でmasaca マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができます。ただし、商品券その他の金券類、はがき・切手・印紙類・JR券・その他当社およびmasaca加盟店が別途定める一部商品について、利用を制限する場合があります。

- 一部対象とならない売場(文化サークル、書籍、委託販売および自販機などのポイント対応レジにて精算を行わない売場ならびにmasacaに加盟していないテナント)があります。
- 一部利用対象外店舗があります。
- 会員が当社直営レジおよびmasaca加盟店でmasaca マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、masaca マネー残高から商品購入または提供分計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じるものとします。
- 会員は、当社直営レジおよびmasaca加盟店において、商品等の購入または提供を受け、masaca マネーサービスを利用し、masaca マネー残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、会員はその不足額を当社またはmasaca加盟店が定める方法により、支払うものとします。
- 会員が当社直営レジおよびmasaca 加盟店において商品等の購入または提供を受ける場合に利用できるmasacaの枚数は、1枚に限りです。
- 会員は、masaca マネーサービスを利用した場合には、交付するレシート等に印字して表示されるmasaca マネー残高を照会し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で当社直営レジまたはサービスカウンターならびにmasaca 加盟店に申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、会員は、当該masaca マネー残高について誤りがないことを了承したものとします。

### 6. masaca マネー残高

- masaca マネー残高は、masaca マネーサービス利用時のレシート、チャージ機、masaca!!マイページおよび本規約末尾に記載のお問合せ窓口にて照会することができます。
- 最後にmasaca マネーサービスを利用した日、および最後にチャージした日は、masaca!!マイページおよび本規約末尾に記載のお問合せ窓口にて照会することができます。
- 会員は、最後にmasaca マネーサービスを利用した日または最後にチャージした日から5年を経過した場合、自動的にmasaca マネー残高はゼロとなり、現金の払戻しも行われぬものとします。
- 会員がmasacaの退会または会員資格を喪失した時点で、masaca マネー残高はゼロとなり、現金の払い戻しは行われぬものとします。

### 7. masaca マネーの移行

会員は、当社が認めた場合を除き、masaca マネーを他のmasacaに移行することはできないものとします。

### 8. masaca マネーサービスの利用ができない場合

- 会員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、masaca チャージすること、masaca マネーサービスを利用すること、ならびにmasaca マネー残高の照会をすることができない事をあらかじめ承諾するものとします。
- 当社がmasaca マネーサービスを提供するシステムに故障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。
  - masacaの破損、または当社直営レジおよびmasaca加盟店の機器の故障、停電その他の事由による使用不能の場合。
  - その他やむを得ない事由のある場合。

### 9. 退会および会員資格の喪失

- 会員は、当社所定の届出をすることにより退会をすることができるものとします。この場合、会員資格が喪失され、masaca マネーサービスの利用ができなくなります。
- 会員が次のいずれかに該当する場合、当社の判断により会員資格を取消することができるものとします。この場合、当社は、事前の通知催告を要せず、会員によるmasaca マネーの利用を直ちに中止させ、masaca マネー残高をゼロとすることができるものとします。
  - masaca またはmasaca マネーを偽造または変造もしくは改ざんした場合
  - masaca またはmasaca マネーを不正に使用・利用した場合
  - 申込書等に記載した事項が事実と異なる場合(記載時においては事実と致合していたが、その後変更があった場合において、当社に対する変更の届出が合理的な期間内になされない場合を含みます)
  - その他、会員が本規約に違反した場合
  - 上記に準ずる行為があり、当社が会員として不適格と判断した場合
- 前項の場合、会員であった者は、当社の指示に従い、masacaを返却するものとします。

### 10. 換金等の不可

「16. masaca マネーサービスの終了」の場合を除き、masaca マネーの換金または現金の払戻しはできないものとします。

### 11. masacaの破損・汚損・磁気不良等の再発行

masacaが再発行された場合、本人の証明を確認の上、当社所定の方法で照会されたmasaca マネー残高は再発行されたmasacaに引き継がれるものとします。

### 12. masacaの紛失・盗難等の再発行

- 紛失・盗難によりmasacaが再発行された場合、当社によるmasacaの利用停止措置が完了した時点のmasaca マネー残高は再発行されたmasacaに引き継がれるものとします。
- 会員がmasacaの紛失・盗難等を申し出てから当社による利用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを会員は了承するものとします。なお、利用停止措置が完

了する前に、masaca マネー残高を第三者により利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

### 13. 紛議

- 会員が、masaca マネーサービスを利用して購入または提供を受けた商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合には、会員と利用した店舗(当社またはmasaca加盟店)との間で解決するものとします。
- 前項の場合においても、会員は、当社および当該masaca加盟店に対し、masaca マネー利用の取り消し等を求めることはできないものとします。

### 14. 個人情報の取扱い

会員は、masaca申込時および変更届出時に会員が当社に届出た事項(氏名・性別・生年月日・住所・電話番号・メールアドレス等)、会員番号および入会日等の会員登録に関する情報、ならびにmasacaサービス利用履歴等の情報をmasaca会員規約に定める「個人情報の収集・保有・利用・預託・提供に関する同意事項」に従い当社が取扱うことに同意するものとします。

### 15. 規約の変更

当社は、当社所定の方法により事前に会員に対して変更内容を告知することで、本規約を変更することができるものとします。なお、当社が変更内容を告知した後、会員がmasacaを利用したとき、または告知以後異議なく1ヶ月経過したときは、変更内容を承諾したものとします。

### 16. masaca マネーサービスの終了

- 当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で通知することにより、masaca マネーサービスを全面的に終了することができるものとします。
  - 社会情勢の変化
  - 法令の改廃
  - その他当社のやむを得ない都合による場合
- 前項の場合、法令に基づき、会員は当社の定める方法により、masaca マネー残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができるものとします。ただし、当社が前項の通知を行ってから2年経過した場合には、会員は、当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

### 17. 制限責任

「8. masaca マネーサービスの利用ができない場合」に定める理由およびその他の理由により、会員がmasaca マネーサービスを利用することができないことで当該会員に生じた損害等について、当社はその責任を負わないものとします。ただし、当該不利益または損害が当社の故意または重過失による場合を除きます。なお、当社の故意または重過失がある場合でも、逸失利益については、当社はいかなる場合も損害賠償の責任を負わないものとします。

### 18. 通知の到達

当社が、会員に対して通知を行うにあたり、郵便、電子メール等の方法による場合には、当社は会員から届けられた住所または電子メールアドレスに宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

### 19. 業務委託

当社は、本規約に基づくmasaca マネーサービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

### 20. 合意管轄裁判所

会員は、本規約に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本社所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

### 21. 改正資金決済法(以下「法」という)に関する事項(利用者保護に関する措置)

- 当社は、法第14条第1項に基づく発行保証金の保全契約を株式会社北九州銀行と締結しております。
- 当社は、法第14条第1項により未使用残高の2分の1以上の保全が求められており、必ずしも全額保全が図られているわけではございません。
- 会員は、法第31条第1項により発行保証金から、他の債権者より優先して弁済を受ける権利を有します。
- 当社は、masaca マネーが会員の意思に反して権限を有しない第三者によって不正利用されたことにより発生した会員の損失は補償しかねますので、予めご了承ください。

### 22. お問い合わせ窓口

masaca マネーに関するお問合せは、下記までご連絡ください。

masacaコールセンター	〒808-8501 福岡県北九州市若松区本町2-17-1 ペイサイドプラザ若松2F TEL 0120-31-3301
---------------	--

または、最寄りのサンリブ・マルショク・リブホール・サンク・サンリブBUONO各店まで